

社会福祉法人 京丹後市社会福祉協議会 行動計画
(次世代法・女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画)

職員がその能力を十分に発揮し、仕事と生活の調和を図り、また、女性が活躍できる雇用環境の整備を行うため、次のとおり行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和4年4月1日から令和9年3月31日までの5年間

2. 内 容

目標1 所定外労働時間の削減を図る。

【対策】 令和4年4月～

- ・所定外労働の原因分析を行い、効率的な業務の見直しに努め、所定外労働時間の削減を目指し環境を整える。
- ・特定の事業や職員に業務が集中することがないように業務量の均衡に配慮する。
- ・ノー残業デーの定着化を図るため、継続的な周知・促進を図る。

目標2 職員が健康で充実した生活が送れるために年次有給休暇や代休・振替休日の取得促進に取り組む。

【対策】 令和4年4月～

- ・課内会議や朝礼等において年次有給休暇の取得を促し、年次有給休暇の取得率向上を図る。
- ・振休・代休についても未取得とならないよう計画的に取得するよう管理職から奨励する。

目標3 管理職に対する女性の割合を30%以上にする。

【対策】 令和4年4月～

- ・キャリアアップのための研修を充実し、女性が管理職として活躍できるよう職場環境を整え、女性管理職比率30%以上にする。